

(2) 別表 (1～4)

(別表 1) 事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水、土砂災害)

久万高原町のハザードマップによると、当会が立地する久万区域においては、土石流の警戒杭域となっている。洪水、土砂災害の発生した記録は残されていないが、西側の山地から流れる沢からの土石流が想定され、警戒区域に指定されている。

周辺においても山地部分からの土石流と急傾斜地及び地すべりが多く指定されている状況である。

(地震)

日向灘から駿河湾までの太平洋沿岸を含む南海トラフ沿いの地域では、今後30年以内に大地震が発生する確率は70%程度と予測されている。(南海トラフ巨大地震) このほかにも、愛媛県を横断する中央構造線断層帯の地震や安芸灘～伊予灘～豊後水道で発生する芸予地震も想定されている。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウィルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的なまん延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(その他)

当町は町土584平方キロメートルの90%を山林が占める中山間地域である。急峻な石鎚山の奥から発する仁淀川の水源である面河川、比較的流れが緩やかな久万川のほか多くの支流が縦走している。

これらの河川流域では、比較的に小規模な浸水被害に見舞われているものの、人的な被害はほとんどない状況であるものの、最近は台風の強風による建物等に及ぼす被害が多くみられるようになっている。

また、直接ハザードマップに載っていないが、冬季は大量の積雪による長期の通行止めや停電の記録があり、事業を継続していく上では障害になることが想定されている。

- ・久万高原町地域防災計画の概要版
<https://www.kumakogen.jp/site/bousai/6281.html>
- ・久万高原町地域防災計画(本編)
https://www.kumakogen.jp/uploaded/life/16135_31636_misc.pdf
- ・久万高原町地域防災計画(資料編)
https://www.kumakogen.jp/uploaded/life/16135_31637_misc.pdf
- ・久万高原町防災ハザードマップ
<https://apps01.chklab.com/Lg383864/Kumakogenmap/>
- ・久万高原町防災マニュアル
<https://www.kumakogen.jp/site/bousai/7245.html>

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 361人
- ・小規模事業者数 308人

【内訳：令和3年経済センサス】

業種		商工業者 数	小規模 事業者数	備考 (事業所の立地状況等)
商工 業者	農業、林業、漁業	20	18	町内に広く分布している
	鉱業、採石業	1	1	
	建設業	39	34	
	製造業	40	39	
	電気、ガス、熱供 給、水道業	2	2	
	情報通信業	1	1	
	運輸業、郵便業	10	10	
	卸売、小売業	112	86	
	金融、保険業	6	6	
	不動産、物品賃貸業	5	5	
	学術研究、専門、技 術サービス業	7	5	
	宿泊、飲食業	45	39	
	生活関連サービス 業、娯楽業	32	29	
	教育、学習支援業	7	5	
	医療、福祉	8	2	
	複合サービス事業	13	13	
	サービス業（他に分 類されないもの）	13	13	

(3) これまでの取組

1) 久万高原町の取組

- ・「久万高原町地域防災計画」を策定し、防災訓練を定期（年1回）に実施している。
- ・防災備品として、役場庁舎に（自家発電機、非常用食料等）を備蓄している。

2) 本会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知を図ってきた。
- ・愛媛県火災共済協同組合と協力し、火災共済への加入を推進してきた。
- ・防災備品として、会館に（スコップ、懐中電灯、発電機等）を備蓄している。
- ・久万高原町が実施する防災訓練の際には、参加及び協力してきた。

目標	目標（R5年度）	実績（R5年度）
スタートアップ型の簡易な事業者BCP策定	5	0
事業継続力強化計画認定	5	2
各種共済・保険制度への加入推進（見直 し・検討資料提供含む）	5	20

II 課題

- ・管内事業者においては、事業計画等と比較してBCPの必要性の認識が薄く、その必要性を喚起する。
- ・経営指導員においては、緊急時の取組、協力体制の構築等を記したマニュアルの運用が形骸化しないよう、その適切な運用が課題である。
- ・保険・共済の推進においては、経営指導員等が、各事業者における必要性の有無を判断し、総合的なリスクマネジメントを提案できる人材の育成が課題である。
- ・感染症対策においては、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルールづくりや、感染症拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要であるまた、久万高原町商工会の建物は南海トラフ地震等が発生した際には被災リスクが高く、商工会業務を継続するための代替施設を確保する必要がある。

III 目標

<定性的目標>

- ・地区内小規模事業者に対して、事業継続力強化セミナーの開催等を通じ、災害、感染症リスクと事前対策の必要性を認識させる。
- ・発災時における情報共有を円滑に行うため、本会と久万高原町等との被害情報報告ルートの構築や、感染症発生時の速やかな拡大防止策の実施措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・愛媛県防災士講座の受講等お通じ当会職員の防災スキルを向上させる。
- ・発災後、長時間にわたって速やかな復興支援策が行えるよう、代替施設の確保に努める。

<定量的目標>

次のとおり、今後5年間の目標を設定する。

目標	現状	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 事業継続力強化セミナーの開催 (回)	0	1	1	1	1	1
②事業継続力強化計画の策定 (件)	2	2	2	2	2	2
③各種共済・保険制度への加入推進 (見直し、検討資料提供含む) (件)	20	5	5	5	5	5
④防災士講座への参加職員数 (人)	2	1	1	1	1	1

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに愛媛県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・本会と当町の役割分担、体制を整理、連携して以下の事業に取り組む。

<1. 事前の対策>

令和3年に締結した「危機発生時等の支援活動に関する協定書」や令和3年に策定した「危機管理マニュアル」(R5一部更新)について、本計画との整合性を整理し、自然災害発生時や感染症発生時に速やかな応急対応等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害・感染症リスクの周知

- 巡回及び窓口経営指導時に、ハザードマップやリスクチェックシート等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- 会報や町広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- 巡回経営指導時に、小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや保険相談会の開催、行政の施策の紹介等を行う。
- 事前に固定資産や所有物等の写真をとるように指導し、万が一の場合、台帳との紐付けができるよう備える。
- 新型ウィルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- 新型ウィルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染症拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症に繋がる支援を実施する。
- 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- 本会は、全国商工会連合会様式をもとに事業継続計画を作成する。（令和2年作成済）

3) 関係団体等との連携

- 全国商工会連合会が連携協定を結ぶ東京海上日動保険会社に専門家の派遣を依頼し、小規模事業者を対象としたBCP作成セミナーや損害保険の紹介等を行う。
- 関係機関に対し、普及啓発ポスター掲示やセミナー共催を依頼する。

4) フォローアップ

- 巡回経営指導時に、小規模事業者の事業者BCPの策定及び取り組み状況を確認する。
- 久万高原町事業継続力強化支援協議会[仮称]（構成員：本会、久万高原町）を年1回開催し、状況確認や改善点等について協議する。
- 事業継続力強化計画（国の認定済）に関与した事業者は2件あるが保険の見直し等実施出来ていないため、今後提案実施して行く。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- 自然災害（震度6の地震及び平成30年7月豪雨災害規模の豪雨）が発生したと仮定し、当町との連携体制を確認する。
- 当町、当商工会も異動があるため、最低年1回は実施する。

<2. 発災後の対策>

- 自然災害等による発災時には、人命救助に最優先で取り組み、そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。
(「商工会災害対応システム」を活用して本会職員間での安否確認を行うとともに、業務従事の可否や大まかな被害状況；家屋被害、道路状況等を本会と当町で共有する。)
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、久万高原町における感染症対策本部設置に基づき本会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・本会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報共有する。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれている地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害がない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

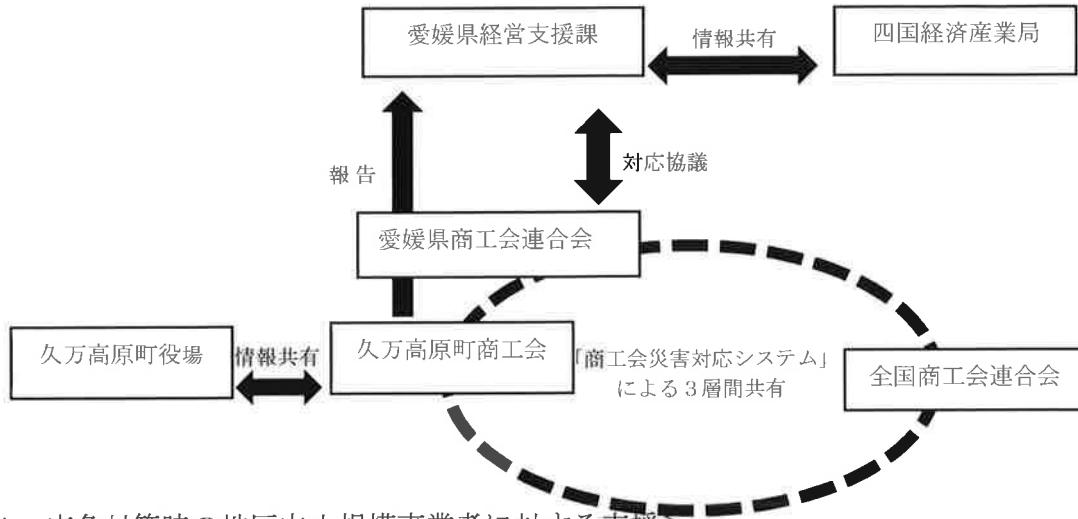
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

- ・当計画により、本会と当町は以下の頻度で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・本会と当町は被害状況の確認方法や被害額（建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・本会と当町が共有した情報を、「商工会災害対応システム」を活用して愛媛県経営支援課へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を愛媛県の指定する方法にて当会又は当町より愛媛県へ報告する。



<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・当町と相談のうえ、安全性が確認された場所において、特別相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、町等の施策）について、小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・愛媛県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を愛媛県商工会連合会に依頼する。

※ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに愛媛県へ報告する

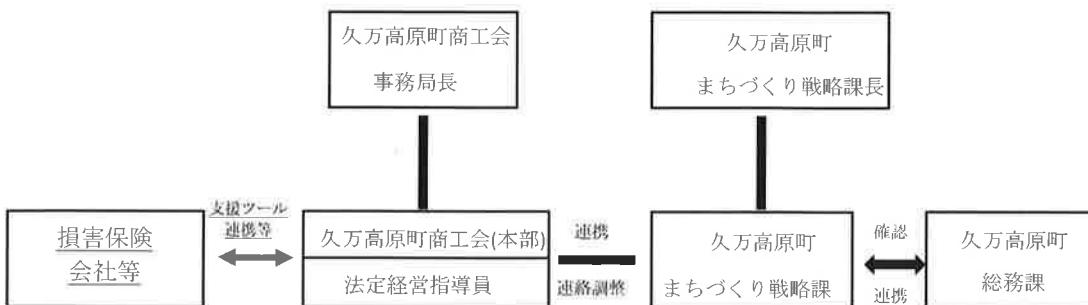
(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和 6 年 11 月現在)

(1) 実施体制



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する
経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 宇都宮 清明（連絡先は後述（3）①参照）

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

(3) 商工会、関係市町連絡先

①商工会

久万高原町商工会

〒791-1201 愛媛県上浮穴郡久万高原町久万 1 8 8 番地

TEL : 0892-21-2061 / FAX : 0892-21-2361

E-mail : info@kumakogen.or.jp

②関係市町

久万高原町役場 まちづくり戦略課

〒791-1201 愛媛県上浮穴郡久万高原町久万 2 1 2 番地

TEL : 0892-21-1111 / FAX : 0892-21-2860

E-mail : eigyou@kumakogen.jp

※ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに愛媛県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	126	126	126	126	126
・専門家派遣費	66	66	66	66	66
・協議会運営費	10	10	10	10	10
・セミナー開催費	20	20	20	20	20
・パンフ、チラシ作製費	30	30	30	30	30

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、各種手数料収入、久万高原町補助金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。